

船舶事故調査報告書

平成28年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）
委員 小須田 敏
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年7月5日 05時40分ごろ
発生場所	北海道枝幸町枝幸港北東方沖 北見枝幸港島防波堤灯台から真方位046° 3.4海里（M）付近 （概位 北緯44° 58.1′ 東経142° 39.5′）
事故の概要	遊漁船第六十八幸運丸は、北西進中、また、プレジャーボート第五十八安盛丸は、漂泊中、両船が衝突した。 第五十八安盛丸は、同乗者1人が負傷し、船尾部等に破損を生じ、また、第六十八幸運丸は、右舷船首部外板に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第六十八幸運丸、14トン HK2-21793（漁船登録番号）、個人所有 16.49m（Lr）×4.44m×1.48m、FRP ディーゼル機関、573.69kW、平成3年11月 第200-31016号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第五十八安盛丸、1.3トン HK3-120165（漁船登録番号）、個人所有 6.88m（Lr）×2.04m×0.82m、FRP ガソリン機関、36.78kW、平成11年3月 第200-37565号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年3月14日 免許証交付日 平成25年2月4日 （平成30年4月14日まで有効） B 船長B 男性 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年5月10日 免許証交付日 平成23年3月16日 （平成28年5月9日まで有効）

	同乗者B ₁ 男性 70歳
死傷者等	重傷 1人(同乗者B ₁)
損傷	A 右舷船首部外板に凹損及び擦過傷 B 船尾部及び船外機に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客12人を乗せ、枝幸港北東方沖の釣り場で、北～北西方の範囲内に約10隻の遊漁船等が漂泊している状況下、船首を北東方に向けて漂泊しながら釣りを行っていたが、釣れなくなってきたので北西方へ移動することとした。</p> <p>船長Aは、操舵室のやや右舷寄りに立ち、3Mレンジとした1号レーダー及び目視で周囲を見回し、平成27年7月5日05時38分ごろ、約2ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により航行を開始し、ゆっくり左転した。</p> <p>船長Aは、A船の船首方約0.5Mで漂泊している遊漁船(以下「C船」という。)を避けるため針路を真方位315°とし、約8knに増速した。</p> <p>A船は、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、C船を含む多数の遊漁船等が漂泊している右舷方に注意を向けて北西進していたところ、05時40分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>A船は、船長Aが、衝突に気付いて停船し、状況を確認したところ、B船が自力航行不能となっていたので、漁業協同組合に通報した後、B船をえい航して枝幸港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者B₁及び友人1人(以下「同乗者B₂」という。)を乗せ、05時30分ごろ枝幸港北東方沖の釣り場に至り、船首を西北西方に向けて漂泊し、船首側から船長B、同乗者B₂及び同乗者B₁の順番で右舷側に並んでクーラーボックスに腰を掛け、全員が右舷側に釣りざおを出して釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りざおを出している右舷方に視線を向けながら釣りを行っていたところ、背後から接近する他船の気配に気付いて振り返り、至近に迫ったA船を認めたものの、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>同乗者B₁は、B船で枝幸港に戻った後、病院に搬送され、左多発肋骨骨折及び左血胸と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>C船を含む約10隻の遊漁船等は、本事故当時、A船から約0.2～0.5Mの範囲で漂泊していた。</p> <p>A船は、本事故当時、操舵室右舷側に設置された1号レーダーのほ</p>

	<p>か、同室左舷側に設置された2号レーダーを0.5Mレンジとしてそれぞれ作動させていた。</p> <p>船長Aは、漂泊中、周囲に約10隻の遊漁船等が漂泊していることを認めていたものの、B船がA船の左舷方に来て釣りを始めたことに気付かなかった。</p> <p>船長Aは、航行を開始する際、左舷方にはC船以外に他船を見掛けなかったため、C船を避ける針路とした後は、船首方に他船はいないものと思った。</p> <p>B船は、船外機をチルトダウンの状態として漂泊していた。</p> <p>船長Bは、経験から、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれるものと思っていた。</p> <p>A船及びB船の船長を含む乗船者は、全員、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、枝幸港北東方沖を北西進中、船長Aが、右舷方に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、航行を開始する際、移動先の北西方にはC船以外に他船を見掛けなかったことから、C船を避ける針路とした後は、船首方に他船はいないものと思い、C船を含む多数の遊漁船等が漂泊している右舷方に注意を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、枝幸港北東方沖で漂泊中、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれるものと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、経験から、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれるものと思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、枝幸港北東方沖において、A船が北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、右舷方に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれるものと思い、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂泊状態から航行を開始する際は、操舵室を出て目視で周囲の状況を確認するとともに、航行中は、他船を見落とすことがないよう、周囲の見張りを適切に行うこと。

・ 漂流中であっても、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

